

業績ハイライト



事業の概況

金融経済環境

令和4年度の金融経済環境につきまして、急激な世界的インフレの進展を受け各国中央銀行が急速に利上げを進めたことから、内外金利差等を背景にドル円相場が一時1ドル150円台を記録するなど、約32年ぶりの円安水準となりました。このような中、我が国では、原材料の高騰と円安による輸入物価の上昇により、コアCPI上昇率が一時4%に達し、企業、家計の双方で負担が増すこととなりましたが、政府による経済対策の効果もあり、良好な雇用環境に支えられて緩やかに回復が続いております。

今後も暫くは輸入物価の上昇が見込まれ、不安定な世界情勢の影響を受けて国内景気の先行きも不透明感が高まっております。特に価格転嫁や賃上げの難しい中小企業にとっては、より一層厳しい環境が続くことも予想されます。しかしながら、新型コロナウイルスの行動制限緩和による内需の回復やインバウンド需要の増加など国内の経済活動も活発化しております。また、長年続いたデフレからの脱却に向けた兆しが始まる中、日本銀行総裁が10年ぶりに交代するなど、我が国の金融経済環境も大きな転換期を迎えようとしています。急激な利上げによる米欧の一部金融機関を巡る問題など下振れリスクはあるものの、世界的なインフレ圧力が徐々に低下し、経済が安定に向かうにつれ、日本経済も緩やかに回復していくものと思われれます。

事業方針

令和4年度は、ウィズコロナの下で経済再開が急速に進む中、緊迫する世界情勢等の影響が加わり、世界の経済環境が大きく変化した年でありました。我が国においても、資源・エネルギー価格の高騰や円安の進行を背景に物価が上昇を続けるなど、世界経済と地域社会との繋がりは一層強まり、地域の事業者の皆さま、お客さまを取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

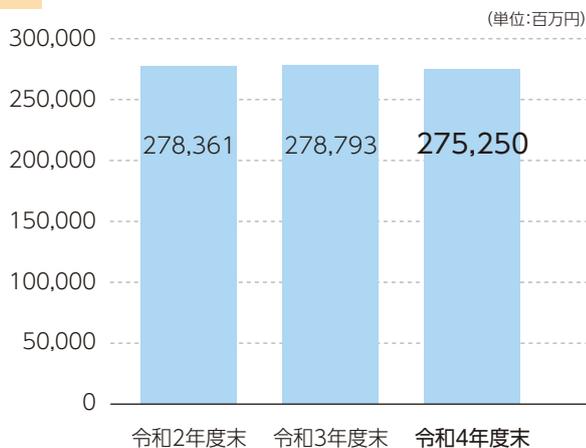
このような状況の下、当金庫では3ヶ年中期経営計画「お客様サポートプロジェクト」をスタートさせ、新型コロナウイルスや資源・物価高の影響を受けているお客さまの資金繰り支援に注力するとともに、「お客さまの役に立つ行動の実行」を最大の目標に掲げ、多様化するお客さまのニーズに柔軟にお応えする行動に邁進してまいりました。その結果、事業性、消費性ともに貸出残高が増加するなど、事業者の皆さまの経営や個人の皆さまの生活をサポートするための行動の成果が実績として表れております。

今後におきましても、時々刻々と変化するお客さまのニーズに適切にお応えできるよう、私たち従業員一人ひとりが成長していけるよう努めてまいります。そして、地域社会、お客さまの発展のために、そのサポート役に徹することで好循環を作り出し、地域社会の持続的な成長に貢献していく所存です。

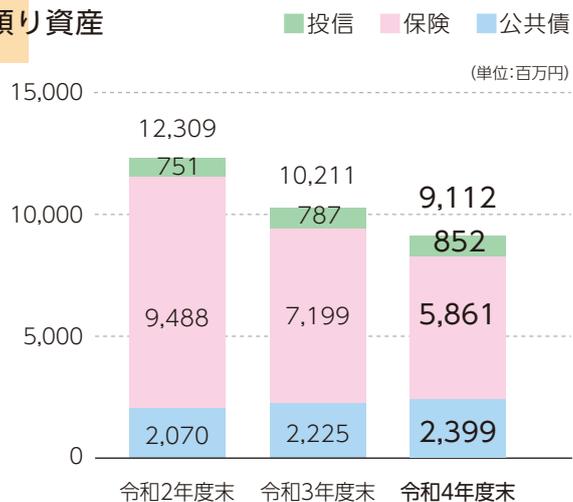


業績の概況

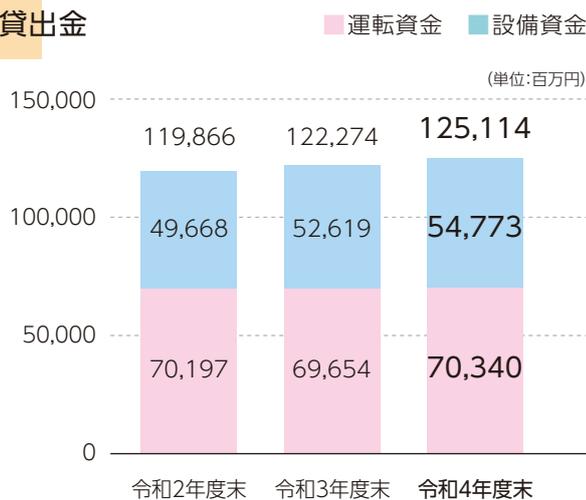
預金積金



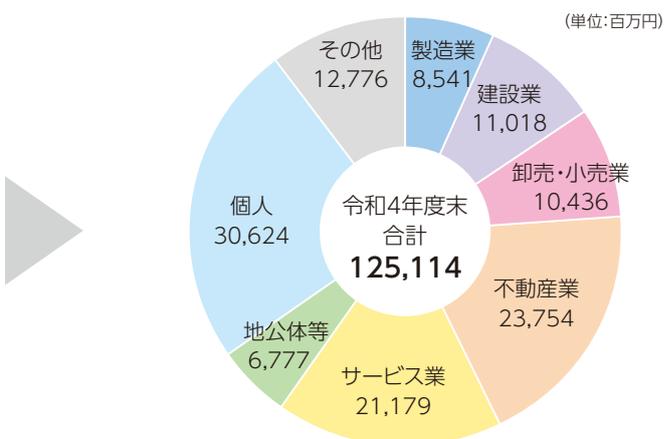
預り資産



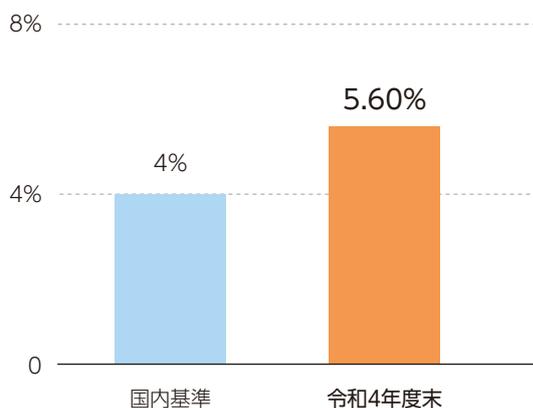
貸出金



業種別貸出金



自己資本比率



収益

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金利息	2,187	2,208
経費	2,199	2,179
コア業務純益	432	339
経常利益	160	△14
当期利益	118	177

経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 一部の例外を除き、原則として経営者保証を求めないこととしますが、上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

「経営者保証ガイドライン」への取り組み

■ 新規に無保証で融資した件数	368件
■ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	22.65%
■ 保証契約を解除した件数	23件



事業再生・経営支援への取り組み

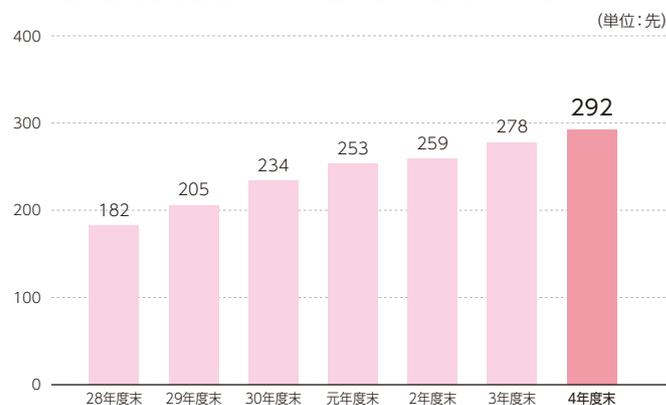
地域中小企業の経営改善支援に取組んでいます

当金庫では、地域経営サポート部を設置し、栃木県中小企業活性化協議会等の外部支援機関や各専門家とのネットワークを活かしながら、地域中小企業の経営改善・事業再生支援に積極的に取組んでいます。

活用事例は、経営改善計画書の策定支援の他、工場の採算性や在庫削減の取組み支援、労務対策、営業支援等の問題解決に向けて対応しています。

事業性評価に基づく取組みにより中小企業者の皆さまの多様化・複雑化する経営課題を解決するためコンサルティング機能の一層の発揮に努め、地域密着型金融の取組みをさらに強化しております。

■ 外部支援機関活用による経営支援取組先数（累計）



不良債権の状況

金融再生法に基づく開示債権

「金融機能再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」に基づく令和5年3月末の開示債権については、前期末に比べ284百万円減少し、3,039百万円となりました。

総与信額に対する**不良債権比率は、2.42%**と低水準にあります。

また、金融再生法開示債権から担保保証額および貸倒引当金合計額2,420百万円を控除した**実質不良債権額は618百万円、率にして0.49%**となっております。

また、担保保証額を全く考慮しない場合（貸倒引当金のみ控除）でも**不良債権比率は1.80%**となり、必要十分な手当を実施しております。

■ 不良債権額・比率（金融再生法開示債権）

